

この預金は、この規定及び懸賞金付定期預金取扱要項（以下「取扱要項」といいます）により取扱います。

1.（懸賞金抽選権）

この預金には1口（10万円）につき1本の抽選権をつけます。その抽選番号は証書、通帳記載のとおりとします。10万円単位未満のこの預金には抽選権をつけません。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び証書、通帳記載の利率によって計算し、満期日に元金に組み入れるか、指定した口座にお支払いいたします。
- (2) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。（付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。）

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満 当初預入時の預金利率×50%

3.（当選賞品）

- (1) 証書、通帳記載の抽選番号が当選したときは、取扱要項記載の等級に応じた懸賞金を満期日に指定した口座に自動的にお支払いいたします。
- (2) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合は、懸賞抽選権は失効し、懸賞金はお支払いいたしません。

4.（預金の解約）

この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書、通帳とともに当店に提出して下さい。

5.（届出事項の変更、証書、通帳の再発行）

- (1) この証書、通帳や印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（印鑑照合）

この証書、通帳、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、証書、通帳、懸賞金抽選権又は懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は抽選権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

8. (継続後の預金)

- (1) この預金は「懸賞金付定期預金」としてご契約いただきましたが、満期の自動継続の際には、懸賞金のつかない通常の定期預金となる場合があります。
- (2) 当金庫がこの預金を「懸賞金付定期預金として」継続する場合
 - ① 証書、通帳記載の満期日に「懸賞金付定期預金」として自動継続し、新たな抽選番号が自動的に付与されます。尚、その後の満期も同様とします。
 - ② 自動継続後の懸賞の内容は、継続前と異なる場合があります。
- (3) 当金庫がこの預金を「懸賞金のつかない定期預金として」継続する場合には、通常のスーパー定期預金1年もの、又は通常の大口定期預金1年ものに自動継続いたします。

以 上

